

政令第百九十二号

不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第二十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第十五条中「第三十三条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に改める。

第十七条第一項中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十八条中「第三十三条第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

第十九条第一項中「第三十三條第三項」を「第三十八條第三項」に、「第二十九條第一項」を「第二十五條第一項」に改め、同条第二項から第七項までの規定中「第三十二條第三項」を「第三十八條第三項」に改める。

第二十条第一項中「第三十三條第三項」を「第三十八條第三項」に改める。

第二十一条第一項中「第三十三條第三項」を「第二十八條第三項」に、「第二十九條第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第三十二條第六項」を「第二十八條第六項」に改める。

第二十三条第一項中「第三十二條第一項」を「第二十八條第一項」に、「第七條及び第二十九條第一項」を「第七條第一項及び第二項並びに第二十五条第一項」に改め、同項ただし書中「第二十九條第一項」を「第二十五条第一項」に、「第三十三條第二項」を「第三十八條第二項」に改める。

附 則

この政令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

理 由

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、不当景品類及び不当表示防止法施行令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。